

議案第 13 号

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

消防団員の任命の要件を緩和するため、君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 39 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「基本消防団員にあつては本市に居住するもの、機能別消防団員にあつては本市に居住し、又は本市の区域内に勤務する」を「本市に居住するもの若しくは本市の区域内に勤務するもの又は本市の近隣に居住し、消防団活動を行うことができると認められる」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

君津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(任命) 第3条 省略 2 団長以外の団員は、年齢18歳以上の者で、<u>本市に居住するもの若しくは本市の区域内に勤務するもの又は本市の近隣に居住し、消防団活動を行うことができると認められるもののうちから市長の承認を得て団長が任命する。</u>	(任命) 第3条 省略 2 団長以外の団員は、年齢18歳以上の者で、<u>基本消防団員にあつては本市に居住するもの、機能別消防団員にあつては本市に居住し、又は本市の区域内に勤務する</u>もののうちから市長の承認を得て団長が任命する。